

---

## 第 7 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録 ( 第 5 日 )

令和 5 年 9 月 22 日 ( 金曜日 )

---

### 議 事 日 程

令和 5 年 9 月 22 日 ( 金曜日 ) 午前 10 時開議

#### 1. 開議宣告

- 日程第 1 議案第 95 号 大山町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 議案第 96 号 大山町特別医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 97 号 大山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 98 号 大山町逢坂農産物処理加工所条例を廃止する条例について
- 日程第 5 議案第 99 号 財産の取得について ( 除雪用 3 tトラック )
- 日程第 6 議案第 100 号 令和 4 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第 101 号 令和 4 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第 102 号 令和 4 年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第 103 号 令和 4 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 議案第 104 号 令和 4 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 議案第 105 号 令和 4 年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 議案第 106 号 令和 4 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 13 議案第 107 号 令和 4 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 14 議案第 108 号 令和 4 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 15 議案第 109 号 令和 4 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 16 議案第 110 号 令和 4 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 17 議案第 111 号 令和 4 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて

日程第 18 議案第 112 号 令和 4 年度大山町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 19 議案第 113 号 令和 4 年度大山町水道事業会計決算の認定について

日程第 20 議案第 114 号 令和 5 年度大山町一般会計補正予算（第 4 号）

日程第 21 議案第 115 号 令和 5 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算  
（第 2 号）

日程第 22 議案第 116 号 令和 5 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算  
（第 2 号）

日程第 23 議案第 117 号 令和 5 年度大山町水道事業会計補正予算（第 2 号）

日程第 24 議案第 118 号 令和 5 年度大山町一般会計補正予算（第 5 号）

日程第 25 議案第 119 号 令和 5 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算  
（第 3 号）

日程第 26 請願第 3 号 消費税インボイス制度の実施中止を求める請願

日程第 27 決議案第 1 号 旧名和町地区の買い物環境整備を求める決議の提出について

日程第 28 第 5 次議会改革調査特別委員会第 2 回中間報告について

日程第 29 議員派遣について

日程第 30 閉会中の継続調査について（総務経済常任委員会 所管事務調査）

日程第 31 閉会中の継続調査について（教育民生常任委員会 所管事務調査）

日程第 32 閉会中の継続調査について（広報常任委員会 所管事務調査）

日程第 33 閉会中の継続調査について（議会運営委員会 所管事務調査）

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（15 名）

1 番 小 谷 英 介	2 番 西 本 憲 人
3 番 豊 哲 也	4 番 島 田 一 恵
6 番 池 田 幸 恵	7 番 門 脇 輝 明
8 番 大 原 広 巳	9 番 大 杖 正 彦
10 番 大 森 正 治	11 番 杉 谷 洋 一
12 番 近 藤 大 介	13 番 吉 原 美 智 恵
14 番 岡 田 聰	15 番 野 口 俊 明
16 番 米 本 隆 記	

---

欠席議員(なし)

欠員(1名)

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 野 間 光 書記 …………… 三 谷 輝 義

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 竹 口 大 紀 教育長 …………… 鷺 見 寛 幸  
副町長 …………… 吉 尾 啓 介 教育次長…………… 赤 路 卓 也  
総務課長 …………… 金 田 茂 之 幼児・学校教育課長…………… 源 光 靖  
財務課長…………… 井 上 龍 水道課長 …………… 大 前 満  
福祉介護課長 …………… 池 山 大 司 総合戦略課…………… 山 崎 栄 一

午前 10 時開会

開議宣告

○議長(米本 隆記君) 皆さん、おはようございます。

9月定例会も最終日となりました。本日もよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は 15 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 議案第 95 号

○議長(米本 隆記君) 日程第 1、議案第 95 号 大山町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(米本 隆記君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 95 号を採決します。お諮りします

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長(米本 隆記君) 起立多数です。

したがって、議案第 95 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 議案第 96 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 2、議案第 96 号 大山町特別医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 96 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 96 号は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 3 議案第 97 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 3、議案第 97 号 大山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 97 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 97 号は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 4 議案第 98 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 4、議案第 98 号 大山町逢坂農産物処理加工所条例を廃止する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 98 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 98 号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 5 議案第 99 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 5、議案第 99 号 財産の取得について（除雪用 3 t トラック）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 99 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 99 号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 6、議案第 100 号～日程第 19、議案第 113 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 6、議案第 100 号 令和 4 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 19、議案第 113 号 令和 4 年度大山町水道事業会計決算の認定についてまで、計 14 件を一括議題とします。

審査結果の報告を求めます。令和 4 年度決算審査特別委員長 岡田 聡議員。

○令和 4 年度決算審査特別委員長（岡田 聡君） 令和 4 年度決算審査特別委員会の報告について、報告書を読み上げて報告いたします。

令和 4 年度決算審査特別委員会報告書。令和 5 年 9 月 6 日、令和 5 年第 7 回大山町議会定例会において設置された議員全員による令和 4 年度決算審査特別委員会に付託された令和 4 年度一般会計及び各特別会計決算認定議案について審査したので、会議規則第 77 条の規定により、下記のとおり報告いたします。

事件名。議案第 100 号 令和 4 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第 113 号 令和 4 年度大山町水道事業会計決算の認定についての 14 議案です。

審査の経過及び審査の結果については、付託を受けた 14 議案について、分科会方式で、令和 5 年 9 月 7 日、8 日、11 日、12 日、13 日の 5 日間審査を行うとともに、9 月 19 日に委員全員で審査を行いました。

その結果、付託された 14 議案については、賛成多数で、次に述べる意見を付して認定すべきものと決しました。

審査意見、一般会計。

【総合戦略課】ひと・くらし・しごと創生事業などは、町民へのベネフィットが見えにくく、成果として評価しにくい。企業誘致については、用地を取得し、今後大きな予算となるので、注視していく。タレントを起用した観光広報事業に関しては、現時点では県外への PR につながりにくいと思われ、今後、効果的な事業展開に取り組みたい。

【建設課】名和公園のリニューアルに関しては、リニューアル後の町民の声を確認すべきである。ハード面だけでなく、他の課と連携し成果を検証し、町民サービスに務められたい。

【企画課】大山恵みの里公社の公益事業として、1次産業の6次化があるが、あまり機能しているとはいえない。近隣自治体の成功事例を参考にし、販路拡大まで注力するよう取り組まされたい。

地域おこし協力隊おためしインターン事業は隊員募集につながっておらず、事業内容の精査が必要である。

ショートステイ事業に関しては、1件応募があり採択されたが途中で辞退となった。事業設計の段階で民間参入が難しいことが想像でき、事業のあり方の見直しに取り組まされたい。

【観光課】地方創生推進交付金事業のグリーンスローモビリティ実証実験委託料の成果も非常に希薄である、今後の新規事業の策定を慎重に取り組まされたい。

【健康対策課】データヘルス計画など若い世代に受診啓発を促すことで、単年度の暫定目標値を定め健診率を上げることを明示されたい。

【社会教育課】図書館事業、公民館事業について、高麗と大山分館の図書コーナーの蔵書数が少なく、社会教育的にも不十分であるため、図書の充実が努められたい。

公民館の建て替えが検討されている中、幅広い世代で、社会教育への関心を一層高めていくため、公民館直営事業予算の充実強化を図られたい。

②国民健康保険診療所特別会計、名和・大山口両診療所の目標と実績の乖離は、名和診療所において7.3%マイナス、大山口診療所で3.0%マイナスであるが、将来、本町の人口が減少不可避の状況で、この乖離は年々増えると予想されるため計画の見直しを検討されたい。

③索道事業特別会計、監査委員から指摘のあった指定管理納付金の収益比例分については、委託契約更新時期に再度協議されたい。

以上で報告を終わります。

○議長（米本 隆記君） これから委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、議案第100号 令和5年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

○議員（10番 大森 正治君） 議長、10番。

○議長（米本 隆記君） 10番 大森議員。

すいません。反対討論。はい、どうぞ。

○議員（10 番 大森 正治君） 令和 4 年度一般会計歳入歳出決算について、反対討論をいたします。

本決算には、コロナ禍から命と暮らし営業を守るための様々な事業、人口減少対策を目的とした経済的負担を軽減するための子育て支援の様々な事業、高齢者や障害者などに対する支援事業、保育・教育条件の整備を図るための様々な事業など、住民の福祉向上を目指す取組が積極的に行われ、私は大いに評価したいと思います。

しかし、同和対策関連の事業は、認めることができません。

同和対策事業を行う必要性として、部落差別の存在を理由としていますが、その根拠として、大山町民への人権同和教育に関する意識実態調査の結果から、5 年間に部落問題に関わる差別を見聞きしたことがあるという人が 12.8%あったということを挙げておられます。この数字をどう評価するか。意見の分かれるところだと思います。0%にならなければ、同和対策事業は、やめられないのかという課題が生じてきます。どういう状態になったら、部落問題の解決と言えて、対策事業は不必要になるのか。その指標を設ける必要があるのではないのでしょうか。

大山町では、今なお、同和地区に限って行っている具体的な対策事業として、地区活動費補助金、進学奨励資金、固定資産税の減免、地区進出学習会などがあります。この中で、地区活動費補助金の実績報告書を見てみると、使い道に疑義があります。旅費や需用費が、特定の運動団体の会議や大会に使われているのは、私は問題であると考えます。

また、旅費を精査してみると、大山町内で開かれる会議や大会などに、2,500 円から 3,000 円近くが、旅費として支払われていたり、同じ会議が同じ場所で開かれているのに、期日によって旅費の額が違っていたりしており、疑問や問題が向けられます。

この地区活動費補助金は、3 地区の運営委員会に支払われておりますが、実態は、特定の運動団体の活動に使われており、大山町内での部落問題の解決に、どれだけ費用対効果があるのか、甚だ疑問に思わざるを得ません。

同和地区に限定した同和対策事業は終わりにして、課題があるなら、それは一般施策の中で取組、同和地区も地区外もない町政に切替えていったほうが、部落差別の完全解消の早道と考えます。

2 点目は、自衛官募集事業です。これは、大山町に住民登録をしている 18 歳と 21 歳の人の名簿を、防衛省に提供する事業です。

自衛隊法に、市町村の法定受託事務として、定められておりますが、本人の同意なしに、個人情報を提供するということは、個人情報保護条例に違反し、プライバシーの侵害にもあたるので中止すべきと考えます。

以上の点から、一般会計決算は、認定することができません。

以上、反対討論とします。

○議長（米本 隆記君） そのほか、討論ありますか。賛成討論ありますか。

○議員（11 番 杉谷 洋一君） 議長、11 番。

○議長（米本 隆記君） 11 番 杉谷議員。

○議員（11 番 杉谷 洋一君） 私は、この決算審査、この決算について賛成の立場で討論いたします。

先ほど大森議員のほうからも、同和対策はどうだこうだとありましたし、だけど、私は、この決算はやっぱり執行部のほう、町のほうも住民の安心安全で住める町ということで、非常に努力された結果だと思います。

それは一つ一つを審査すれば、それは幾らでもあります。何か難癖つけようと思えば、幾らでもつけます。だけど我々委員会としても、ここに審査意見も付して今回提案しております。これを読んでもらうと、それは細かいところもいろいろまだ、もうちょっと頑張っしてほしいなっということもあります。

それは、今後、執行部のほうでもしっかり頑張っただけだと思います。

ですからこの審査会につきまして、私は賛成いたします。ぜひ皆さんも賛成してください。よろしくお願いします。終わります。

○議長（米本 隆記君） 次に、本案に対して反対者の・・・

○議員（2 番 西本 憲人君） 議長、2 番。

○議長（米本 隆記君） 2 番 西本議員。

○議員（2 番 西本 憲人君） はい。令和 4 年度の決算について、反対の立場で討論させていただきます。

初めにお断りしておきますが、大山町のためにいつも職員の方々、一生懸命業務をやっていると思っています。その上で、決算ですね、確かに、先ほど杉谷議員が言われるように、私たちの暮らしを豊かにするために頑張っただけているとは思いますが、そして、令和 4 年度のことなので、もう終わったことなのかもしれませんが、今から話す内容をもとに、今年度はもとより令和 6 年度の予算にもしっかりと反省をして、反映をさせていってほしいという思いで討論をさせていただきます。

私の反対討論は、ここだけはやはり、しっかりしてもらわないと困る、という三つのポイントをお話させていただきたいと思います。

一つ目、少し具体的になりますけれど、観光課の事業がひどいです。観光課の事業、その中でも二つ、海の拠点整備事業、電動マウンテンバイク事業です。この二つについて少し話させてください。

二つとも共通してるものとしては、説明不足、方向性不足、この二つだと思います。これは恐らく、本日賛成される方の中でも感じている方は多いのではないのでしょうか。

議会が始まる前の全員協議会でも少し話しましたが、町の方向性がありませんと。住民さんの意見を酌み取って、積み上げ式で行っていきます、ということで、少し海の



拠点整備は、検討委員会始まる前から、不安要素がだいぶありました。議会からも、かなりいろいろ意見が出て、しっかり住民の意見を聞くようにと。話合いが足りないのであれば、検討委員会を延ばしたり、回数を増やしたりすることも必要だということで始まったはずです。

なぜ、多くの検討委員の方から、私にどうなっとるだいやと、あんな話合い、何も町は決まっとらんぞと。意見を言っても、何も決まっとらんと思ったけど、自分たちに意見ばかり言わせて、自分たちの声は拾わないくせに、何かここだけは譲れんということとは決まっとると。こういったような意見が、1件2件ではないぐらい届いています。

基本的に海で、観光拠点ができることは喜ばしいことかと思いますが、やはりやり方に、とても問題があるなというふうに思います。

電動マウンテンバイク、令和3年度に約40万円する電動マウンテンバイクを約20台購入して、800万円かけて始まった事業です。令和4年度には379万円程度かけて、町内で無償の電動マウンテンバイクの実験、今年度も有償での実験が行われています。大山町はいつからこだけ電動マウンテンバイクに特化した町になったのでしょうか。恐らくほとんどの方がまだ乗ったことないのでしょうか。これから、この町は電動マウンテンバイクを使って、どこに向かおうとしているのか、町としての方向性は、いまだ不明です。多額の金額を使った実証実験が繰り返されている現状です。

2番目です。人口社会増16名ということで、定例記者会見で町長が発表したのを覚えています。令和4年には、人口社会増が16名になったということでとても喜ばしいことだと思いますし、ふだんの行政の頑張りということもあると思います。

ただ、今回のこの決算の委員会中に、関係しそうな担当課、主にこども課であったり総合戦略課にどういうふうな要因で16人増えたのでしょうか。どちらの担当課も把握はしていませんでした。

こちら、メディアの対応としては、町は、小中学校の給食費全額補助や、高等通学定期券の購入費助成、移住定住助成金といった、子育てや教育関係の充実と定住支援が人口増加につながったのではないかという対応をしていました。担当課が、あまり何も把握してない状況で、これはどういった見解でこういう発言が出てくるのでしょうか。

委員会の中では、これは町長、嘘つき、ではないかというふうに、そういうふうに思われても仕方がないというような意見も出ていました。

三つ目。全体的に大山町の行政は目標値が定まっていないというふうに思っています。大山町は、各課の課題がありながら、解決のための具体的な指標を目標値として数値で定めることができていないことが多いです。今日はどの課が、どういうことで定まっていないかということは避けますけれど、目標をしっかりと立てて、指標を定めて、それが無いことには、我々議会もそれを評価することができかねます。

多くのことで感じるのは、とても風通しが悪い行政の体質がここにあるということ

す。町長の政策的な事業であればあるほど、何のためにやるかが分からない。以前に一般質問では、計画を先に作り過ぎないように、進みながら積み上げ方式で事業が広がっていくというような説明を受けました。

では、最初はまずやってみる、で予算を取り行って、決算のときには、帳尻合わせで後づけでもいいので、この事業は結果的にこういった目的でやっている、今現在こういった数値を目標として定めて、そこに向かって職員一丸となって動いている、こういったことはないように思います。それは町長のリーダーシップ不足なののでしょうか、どうかは分かりませんが、どちらにしても、今の大山町役場はあまりよい雰囲気ではないように感じます。

繰り返しますが、一生懸命やってる職員もいると思いますが、以上の理由で、今回の決算は不採択にしたいと思います。ぜひ、次年度の予算の際には、改善していただきたい。以上です。

○議長（米本 隆記君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

次に反対者の意見ありませんか。

○議員（1番 小谷 英介君） 議長、1番。

○議長（米本 隆記君） 1番 小谷議員。

○議員（1番 小谷 英介君） 私も決算の認定に反対の立場でお話をさせていただきたいと思います。

基本的には、今、西本議員が言われた内容、本当にそのとおりだなと思いますので、細かな話は、私は割愛をしたいと思います。本当にそのとおりだと思います。

一言で言うならば、もう計画性の欠如というのが、今の大山町役場の大きな大きな病だと思っています。

私は今回、決算審査を通して思ったことは、一つは怒りです。もう一つは後悔です。怒りは、ここまで予算が具体的な目的、先ほど西本議員が言われたような方向性がない中で、予算が無駄遣いされているという怒りです。

もう一つ後悔は、その予算を私たち議会が承認をしてしまったということ、私もそこに加担をしてしまったという後悔をしています。この点については、町民の皆様は深くお詫びをしたいと思います。申し訳ございませんでした。

役場が、あるいは町が、何をしたいのか分からないっていう言葉を、もう至るところで今聞きます。これは、各事業は今、先ほど観光課の話もありました。要は、町が政策的に行っている事業です。本来、意図があって目的があって、町の課題を解決するために政策的に行っている事業、その事業に関わっている受託事業者とか、あるいは協力している町民の皆さんとか、いろいろな方が言うのが、役場、町が何をしたいのかさっぱり分からんと。こんな状態でうまくいくわけじゃないじゃないですか。

一般質問を通じて、町長に、構想のことを質問をすることもします。そこでは、目的

という名の、私からすれば美辞麗句だと思います。海と山をつなぐとか、何かそういった、それっぽい目的のようなものはあるんですけども、じゃあ具体的に何をしようとしてるんですか。というところが返答がない。アウトドアライフ構想を一つ例にとっても、サイクリング、誰が求めているんですかという質問をしても、いや、アウトドアライフ構想の目玉はサイクリングじゃないんです、っていう回答がありましたけども、じゃあ具体的に何なんですか。それは今検討しています、そんな状態の構想を誰が共感するんですか。目玉、これまで説明ありましたか、皆さん。私、聞いたことないですよ。

結局、今、大山町は、ほかの自治体がやっていないからとか、国が推進しているから、県が推進しているから、そういった理由で、どこどこ連携することとか、何々を活用することとか、何々を補助することとか、そういった本来手段であるものが目的、ゴールになってしまっている。役場職員の皆さんも頑張られていると思いますけど、正直かわいそうだと思います。こういった本来手段であるものをやるというふうに決まってしまうと、そこにそれをやれと言われる役場職員も、本当にかわいそうだなと思います。町の課題に本当に向き合っていますか、ということ改めて聞きたいと思います。

改めて、計画性というものが今、大山町役場に欠如していると思います。で、計画計画と私が言うたびに、町長は、いや今計画作らないといけない、たくさんあって、忙しいんです町は、役場はと言われます。いや、何もこんな分厚い計画書を作れと言ってるわけじゃないんですよ。計画性を求めています。一つ一つの事業、政策的事業、本当に町の課題だと思われるものは何で、何を目指して、そのために何をするのか、どれぐらいするのか、さっき西本議員が言われたことと同じになりますけども、そういった計画性が今ないので、決算審査を通じて、この事業の目標値は何だったんですかと聞いても、ない。その目標、追っていないんですかというのと、それは数値化するのが難しいから追っていないんです。そんな答えが平気で返ってくるわけです、議会で。こんな話、もう民間の企業であれば、絶対通用しないですからね。そんな企業潰れますからね。

そういった計画性が今欠けていることが当たり前になっているという重大な病だと思います。これは、当然、組織のトップである町長、それから副町長の責任は私は重大だと思っています。

今後、予算策定時においては、ぜひこの計画性というところをしっかりとっていただきたいと思いますし、私たち議会も、この計画性、具体的な目標数値、何をどれぐらいするのかというところはしっかりと問うて、予算を承認すべきだなと、深く痛感しますし、今後そういったことを徹底したいなというふうに思って今回の決算審議については、不認定ということで討論させていただきます。以上です。

○議長（米本 隆記君） 次に、賛成者の発言を許します。ありませんか。

○議員（9番 大杖 正彦君） 議長、9番。

○議長（米本 隆記君） 9番 大杖議員。

○議員（9 番 大杖 正彦君） 9 番の大杖です。私はこの場で賛成討論ということで、意見を述べさせてもらいます。

令和 4 年度一般会計特別会計及び各特別会計予算に対しては、我々議会は、この決算について、令和 5 年度 3 月定例会において承認可決されたものについて審査したものであります。

当然、執行部におかれましては、この予算を慎重に中身を議論しながら執行されたものだと思います。その経過につきましては、6 月議会、そして今回も補正予算も含めて、慎重に、各所管している常任委員会が、審査、これはどうあるか、どうなのかというものを質問なり質疑をしてきた最後の結果だと思います。

この審査結果は、ただいま申し上げた各常任委員会が審査した結果を、次年度の予算に反映してもらうために、意見を提案しているものと思います。決算審査委員長が述べられた決算報告書を見ても意見を提案しております。

これから、先ほど反対について討論がされましたが、そういったものを含めて議会も慎重に次年度に向け、研究調査して予算に反映される意見を提言する立場であることを皆さん理解していただいで賛成していただきたいと思います。

以上、賛成討論といたします。

○議長（米本 隆記君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。賛成者の発言はありませんか。そのほか討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 100 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 100 号は、認定することに決定しました。

---

#### 議案 101 号

○議長（米本 隆記君） これから議案第 101 号 令和 5 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 101 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 101 号は、認定することに決定しました。

---

#### 議案第 102 号

○議長（米本 隆記君） これから議案第 102 号 令和 4 年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 102 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり、認定することに、賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 102 号は、認定することに決定しました。

---

#### 議案第 103 号

○議長（米本 隆記君） これから議案第 103 号 令和 4 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 103 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 103 号は、認定することに決定しました。

---

#### 議案第 104 号

○議長（米本 隆記君） これから議案第 104 号 令和 4 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 104 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 104 号は、認定することに決定しました。

---

#### 議案第 105 号

○議長（米本 隆記君） これから議案第 105 号 令和 4 年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 105 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 105 号は、認定することに決定しました。

---

#### 議案第 106 号

○議長（米本 隆記君） これから議案第 106 号 令和 4 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 106 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 106 号は、認定することに決定しました。

---

#### 議案第 107 号

○議長（米本 隆記君） これから議案第 107 号 令和 4 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 107 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 107 号は、認定することに決定しました。

---

#### 議案第 108 号

○議長（米本 隆記君） これから議案第 108 号 令和 4 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 108 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 108 号は、認定することに決定しました。

---

#### 議案第 109 号

○議長（米本 隆記君） これから議案第 109 号 令和 4 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 109 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 109 号は、認定することに決定しました。

---

#### 議案第 110 号

○議長（米本 隆記君） これから議案第 110 号 令和 4 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 110 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 110 号は、認定することに決定しました。

---

#### 議案第 111 号

○議長（米本 隆記君） これから議案第 111 号 令和 4 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 111 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 111 号は、認定することに決定しました。

---

#### 議案第 112 号

○議長（米本 隆記君） これから議案第 112 号 令和 4 年度大山町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 112 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 112 号は、認定することに決定しました。

---

#### 議案第 113 号

○議長（米本 隆記君） これから議案第 113 号 令和 4 年度大山町水道事業会計決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]



○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 113 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 113 号は、認定することに決定しました。

---

#### 日程第 20

○議長（米本 隆記君） 日程第 20、議案第 114 号 令和 5 年度大山町一般会計補正予算(第 4 号)を議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 114 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 114 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 21

○議長（米本 隆記君） 日程第 21、議案第 115 号 令和 5 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第 2 号)を議題とします。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 115 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 115 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 22

○議長（米本 隆記君） 日程第 22、議案第 116 号 令和 5 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号)を議題とします。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 116 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 116 号は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 23

○議長（米本 隆記君） 日程第 23、議案第 117 号 令和 5 年度大山町水道事業会計補正予算(第 2 号)を議題とします。これから討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 117 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 117 号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

午前 10 時 46 分 休憩

---

午前 10 時 47 分 再開

### 日程第 24 議案第 118 号

○議長（米本 隆記君） 再開します。

日程第 24、議案第 118 号 令和 5 年度大山町一般会計補正予算(第 5 号)を議題とします。提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） それでは、議案第 118 号 令和 5 年度大山町一般会計補正予算(第 5 号)について提案理由の御説明をいたします。

本案は、大山寺エリアの観光施設整備に向けた地盤変動影響調査業務委託料や、既存施設の解体工事費などの新規計上、高齢者補聴器購入費助成事業補助金や、運動部活動外部指導者活用補助金の追加など、既定の事業の事業内容の変更または追加の必要が出てきたことなどにより、予算の過不足を調整するため、既定の予算の総額に 3,519 万 1,000 円を追加し、総額を 119 億 3,684 万円とするものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（米本 隆記君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（2番 西本 憲人君） 議長、2番。

○議長（米本 隆記君） 2番 西本議員。

○議員（2番 西本 憲人君） はい。大山町アウトドアライフ官民連携事業の委託料と工事請負費についてです。

2点気になるところがあって、1点目は、現場を見に行かせてもらったんですけど、恐らく取り壊し予定の建物が、壊すほうと壊さないほうでジョイントとしてつながってるんじゃないかなと思ったんです。そこの部分の配管とか、壊すだけだとそこが、もうドア開けたら外になってしまいますんで、その辺の話がちゃんとできているのかどうか。

なぜこの話をするかという、私たちが委員会で見に行ったときに、そこの方が話を聞いてなくて、不安がってましたので、ちゃんとその辺の説明が行き届いてるのかも含めて聞きたいのと、あとは境界っていうんですかね、そこを確認しに行った際に、大山寺で雪が降るんで軒下が長くなってるんです。なので上を見上げると、恐らく境界から飛び出て屋根が出ているようになりました。解体して物は壊れるんですけど、ここに新しいものを建てた場合に、屋根とぶつかるんじゃないかなっていう、ちょっと素人考えなんですけど、心配しまして、その辺のことが少し教えていただきたいです。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 詳細は担当からお答えをさせていただきます。

○総合戦略課長（山崎 栄一君） 議長、総合戦略課長。

○議長（米本 隆記君） 山崎総合戦略課長。

○総合戦略課長（山崎 栄一君） はい、お答えいたします。

確かに外から見ると、つながっているように見えますと思います。実際今回の調査でも、そこまで見る事ができてなくて、解体工事のときに、その部分は開けてみて、要生が必要な場合、屋根とかの修理とか、壁の直しとかっていうところも、解体工事の中で対応していこうというふうに思っております。で、今回この解体工事の設計をする中で、何回か建物の中に入らせてもらっております。入るたびに、隣に接続しております方には、こうこうこういう理由で入らせてもらいますということで、その都度、御連絡をして設計をさしてもらったという経過でございます。以上です。

○議長（米本 隆記君） 配管については。

○総合戦略課長（山崎 栄一君） 配管についても、実際掘って見ないと分からないところもあるので、現場を掘って見て、対応を考えております。以上です。

○議員（2番 西本 憲人君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 2番 西本議員。

○議員（2番 西本 憲人君） 屋根についてのことの答弁が漏れているのと、あとは外から見たらとって、ガラス越しになってるんで見せてもらったんですけど、配管がそこを通ってるのが見えるんですけど、掘ってみないと分からないというのは、課長、本当現場見に行かれています。ちょっと今のその答弁だと、聞きたいことが返ってきてないんですけど。

○総合戦略課長（山崎 栄一君） 議長、総合戦略課長。

○議長（米本 隆記君） 山崎総合戦略課長。

○総合戦略課長（山崎 栄一君） はい、お答えします。現場は見に行ってるんですけど、建物の下の部分の配管の話をさしてもらったんですけども。建物の下の配管の部分については掘ってみないと分からないという意味合いでちょっとお答えしました。

で、あと屋根についても、実際建物の影響、どの程度影響があるのかっていうのは、ちょっと実際かかってみないと分からないところがあってそこは隣の方とお話をしながら、養生をしたいと思っております。

○議長（米本 隆記君） そのほか。

○議員（7番 門脇 輝明君） 議長、7番。

○議長（米本 隆記君） 7番 門脇議員。

○議員（7番 門脇 輝明君） 委託料について、お伺いしたいと思います。

まず、この解体に伴う周辺、建屋等の地盤変動影響調査ということですけども、これ、購入する前から、こういう調査が必要だっていうのは、町としては理解をされておりましたでしょうかというのが一つ。

それからこの調査の結果、影響があるとした場合に、工事費が、当然掛かってくるとは思いますけれども、最大どの程度掛かるのかというような見積りはしていらっしゃいますでしょうか。これが2点目。通常工事の場合は、完成予想の金額の1割から2割程度が設計委託の費用ということで出ておりますけれども、この環境影響調査のそういう影響があるといった場合、対策をする場合には、この委託料、今回1,000万近くの予算が計上されておりますけれども、そういったどの程度っていうのは分からないかもしれませんが、やっぱり最大限見積もって、町としては対応されるべきだと思いますので、そういった部分が町民に分かるように説明いただければと思います。

○総合戦略課長（山崎 栄一君） 議長、総合戦略課長。

○議長（米本 隆記君） 山崎総合戦略課長。

○総合戦略課長（山崎 栄一君） はい、お答えします。

まず、変動影響調査について、事前に把握していたかということですけども、その部分については把握していなかったということで、設計の段階で必要ではないかということで、今回計上させてもらっております。

あと、実際、解体工事によって影響があった場合の補償ですけれども、最大限どれぐらい掛かるかっていうところは、今のところ把握してないです。もうできる限り影響が出ないように工事をしようと思っておりますけれども、出た場合には、また補償費という形で対応することになるかなとは思っています。はい。

あと、3点目のところについても、今の段階ではちょっと把握出来ておりませんので、はい、また随時御報告したいと思っております。

○議員（7番 門脇 輝明君） 議長、7番。

○議長（米本 隆記君） 7番 門脇議員。

○議員（7番 門脇 輝明君） 影響があった場合の対応ということでお伺いしましたけれども、その調査は大体見込みが立つまでには、どのぐらい掛かるんでしょうか、予定等が分かりましたら、お伺いしておきたいと思えます。

○総合戦略課長（山崎 栄一君） 議長、総合戦略課長。

○議長（米本 隆記君） 山崎総合戦略課長。

○総合戦略課長（山崎 栄一君） はい、お答えします。解体工事の前に、まず調査に入らしてもらって、現状どういったひび割れとかがあるのか、建物がどれくらいもともと傷んでいるのかっていう調査をさしてもらって、実際解体工事が終わった後に、もう1回入らせてもらって、新たなひび割れ等が発生していないかという調査をさしてもらうことになりますので、解体工事が終わってからではないとちょっと把握は出来ないというところですよ。以上です。

○議員（7番 門脇 輝明君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 7番 門脇議員。

○議員（7番 門脇 輝明君） はい。今回、解体する場所を見てみますと、建物の裏のほうはちょっと崖になっておりますけれども、そういった影響があるとした場合、崖の崩壊防止の工事などが入ってくる可能性はありますか。

○総合戦略課長（山崎 栄一君） 議長、総合戦略課長。

○議長（米本 隆記君） 山崎総合戦略課長。

○総合戦略課長（山崎 栄一君） はい。お答えします。今の見積りの中には入っておりません。はい。以上です。

○議員（7番 門脇 輝明君） 分かりました。

○議長（米本 隆記君） そのほか質疑ありませんか。

○議員（6番 池田 幸恵君） 議長、6番。

○議長（米本 隆記君） 6番 池田議員。

○議員（6番 池田 幸恵君） はい、すいません、1点お願いします。

解体の調査をしたからということなんですけれども、これから大山って紅葉シーズンに入ってきて多くの方々が、大山のほうに上がって来られると思います。で、対象とな

る場所は、道に面した道、道に面した建物となっておりますので、その辺りの影響があるのかないのか、いつ頃工事が完了予定になっているのか、お願いします。

○総合戦略課長（山崎 栄一君） 議長、総合戦略課長。

○議長（米本 隆記君） 山崎総合戦略課長。

○総合戦略課長（山崎 栄一君） お答えします。大体工期は、4 か月程度を見込んでおります。早ければ 10 月に発注して、2 月末の完了を目指すような形を考えておりまして、ちょうど紅葉シーズンとスキーシーズンに重なるところがありますので、観光客、スキー客が通られることを想定して、最大限配慮した安全対策を講じて工事をさせてもらおうと思っております。

○議員（6 番 池田 幸恵君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 6 番 池田議員。

○議員（6 番 池田 幸恵君） はい。ぜひとも、お客さん多く往来する道ですのでお願いしたいところですし、あと雪のシーズンになりますと、ちょっとあそこは救急車の受け入れ、ドッキングの場所になりますので、その辺りも情報交換されてスムーズな工事のほうにお願いしたいところですがどうでしょうか。

○総合戦略課長（山崎 栄一君） 議長、総合戦略課長。

○議長（米本 隆記君） 山崎総合戦略課長。

○総合戦略課長（山崎 栄一君） はい。その辺りもしっかり配慮して対応したいと思います。

○議員（10 番 大森 正治君） 議長、10 番。

○議長（米本 隆記君） 10 番 大森議員。

○議員（10 番 大森 正治君） 教育振興費について質問しますけども、大山中学校のスキー部に外部指導者を派遣するという計画ですが、期間限定だろうと思えますけども、どういう指導者を予定というか、想定というかしていらっしゃるのか、まあ町内の方だろうと思えますが、その辺と、それから期間、いつからいつまでこれ要請されるのか。2 点です。

○幼児・学校教育課長（源光 靖君） 議長、幼児・学校教育課長。

○議長（米本 隆記君） 源光幼児・学校教育課長。

○幼児・学校教育課長（源光 靖君） はい、まず、どういう方というようなお尋ねがございました。こちらにつきましては、中学校のほうで、今の選定準備にかかっておられますが、特に町内町外というような決めで今から決めておられるわけではないと認識しておりますが、恐らくは、町内の方に頼まれるような可能性が高いのかなというようなことは、お伺いしております。

それから期間につきましてはですが、こちらにつきましては実際に、いつからいつまでというような契約方式でお願いするというものはございませんで、例えばこの人、この

日というようなことをお願いして出ていただいたことに対してお支払いをするというような中身のものがございますので、今のところは、積雪があつてからというようなどころでの、概要的な期間での使用を考えております。以上です。

○議員（10番 大森 正治君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 10番 大森議員。

○議員（10番 大森 正治君） それでこれはあくまでも大山中のほうから要請もあつたようですが、だけで、ほかの中学校には配置はされないと、要請もないということでしょうか。

○幼児・学校教育課長（源光 靖君） 議長、幼児・学校教育課長。

○議長（米本 隆記君） 源光幼児・学校教育課長。

○幼児・学校教育課長（源光 靖君） はい。御指摘のとおり、これは大山中学校さんのほうで、部活動にスキー部というのがございますので、毎年活動しておられるんですが、そちらについて、外部指導の方を活用したいということの申出があつたために、町の補助金規程に照らし合わせて問題ないであろうということで、このたび予算計上するものであります。ほかの中学校からその補助金を活用するようなお話があつた場合には、都度、協議対応を考えております。以上です。

○議長（米本 隆記君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第118号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第118号は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩とします。再開は11時10分とします。

午前11時休憩

---

午前11時10分再開

日程第25 議案第119号

○議長（米本 隆記君） 再開します。

日程第25、議案第119号 令和5年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） それでは、議案第 119 号 令和 5 年度大山町農業集落排水事業 特別会計補正予算(第 3 号)につきましては、処理施設の機器更新に係る工事請負費を増額するもので、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,470 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 5 億 3,958 万 9,000 円とするものです。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（米本 隆記君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 119 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 119 号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。退室のほうをお願いいたします。

午前 11 時 11 分 休憩

---

午前 11 時 12 分 再開

日程第 26 請願第 3 号

○議長（米本 隆記君） 再開します。

日程第 26、請願第 3 号 消費税インボイス制度の実施中止を求める請願を議題とします。審査結果の報告を求めます。総務経済常任委員長、岡田 聡議員。

○総務経済常任委員長（岡田 聡君） 請願審査の審査結果の報告をいたします。

本委員会に、付託された請願を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告いたします。

請願第 3 号 消費税インボイス制度の実施中止を求める請願。審査結果は、不採択でございます。

委員会の意見として、採択とする意見では、インボイス制度は、実質的な増税であり、この不況下において実施すべきではない。

不採択とする意見では、インボイス制度の導入は、税制の公平性と透明性を高めるために必要なことである。結果として、倒産事業者や生活困窮者が増えた場合には、救済策を別途考えるべきである。

採決の結果、採択 2、不採択 4 で不採択とすべきものと決しました。



○議長（米本 隆記君） これから請願第3号 消費税インボイス制度の実施中止を求め  
る請願について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（10番 大森 正治君） 議長、10番。

○議長（米本 隆記君） 10番 大森議員。

○議員（10番 大森 正治君） 不採択とする意見の中で、このインボイス制度を導入  
する意義が書いてありますけども、それは税制の公平性と透明性を高めるためだと、  
そのために必要だというふうに書いてありますけども、ということは逆に言えば、この  
税制に不透明さ、不公平さがあるということにもとれるわけですけども、この公平性や  
透明性を高めるためってというのは、具体的にどういう点を言ってるんでしょうか。

○総務経済常任委員長（岡田 聰君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 14番 岡田議員。

○総務経済常任委員長（岡田 聰君） 消費税の仕組みは非常に複雑で、ちょっと分かり  
にくいんですけども、原則として、事業者には、消費税の納税義務がありますが、例え  
ば例外的に、基準期間、個人事業者では、前々年、法人の場合は前々事業年度の課税売  
上高が1,000万以下の事業者は納税義務が免除されているということで、ほかにもござ  
いますけども、大きなところは、こういうところが公平性でないということだろうと思  
います。

それから、消費税は消費者から預かった消費税から、事業に必要な経費にかかる消費  
を差し引いて納めるようになっていっているそうですが、経費を支払った相手先が免税事業者  
であった場合に、支払い先は消費税を納めていないけど、こちらは消費税を差し引ける  
といった不合理が生じております。

ただこのインボイス制度適格請求者保存組織が、この公平性を担保する役目を果たす  
のではないかということでございます。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（3番 豊 哲也君） 議長、3番。

○議長（米本 隆記君） 3番、豊議員。すいません。委員長報告は不採択ですので、請  
願に対して賛成者の発言から許しますけども、賛成ですか、はいどうぞ。

○議員（3番 豊 哲也君） 3番 豊哲也です。原案に対して賛成、インボイス制度  
に対して反対の立場で討論させていただきます。

こちらは、まずインボイス制度、インボイスというのは請求書という意味です。で、  
これ請求書をうまくやりましょうというような制度ですけども、そもそも消費税1,000  
万以下の方の減免処置を解除すると。実際に増税をするという形になります。

それをわざわざインボイス制度という名前を使っている。私、まず1点目は、これを、政府というのは、消費税の増税を1,000万以下の方もしていきますよと。はっきりとそういうふうに国民に説明をして、理解を得て、それで実施すべきものと考えています。それをインボイス制度、皆さん、恐らく御覧になられてる方も今議場におられる方も100%インボイス制度を正確に理解してる方っていらっしゃると思います。それぐらい3年間の経過措置とかありますけども、非常にややこしい制度にしてしまっ、わけの分からない状態で増税に踏み切る、そうしたものだとは私は理解しております。

また、消費税自体、増税というのは景気がいいときにはしたらいいいと思います。景気を抑えて、インフレ上昇率を抑える、そうしたもののために、増税するというのは必要だと思っております。

ただ、今不況下にあつて、このタイミングで自主的な増税をするということは、全く逆のことをやっている形になります。実際、今、国民の国民負担率、税制であるとか、社会保障費、今47.5%です。ほぼ給料でいただいたものから半分ほどが取られると、いう形です。これ50年前には、20%ぐらいでした。

そういう状況の中で、さらに1,000万以下の方に、自主的な増税をしていく、これは非常に間違っている、なぜこのタイミングでするのか、と思います。で、こちらの消費税というのは、実は預かり税ではないんです。よく皆さん、消費税から、消費税は消費者の方からもらって、そのままそれを国税に払っていると思っておられる方がほとんどだと思います。レシートにも10%で書いてあるので、皆さんは、皆さんが消費税を払って、それを国に納めていると思われていますが、これは、実は事業者さんが払うべきもので、第2法人税と、実質的にはそういう形になるものにあたります。

でですね、消費税というのは、実際に赤字のときにも払わなければいけない。普通法人税というのは赤字のときはほとんど払わなくていいですね。

でも、赤字のときでも消費税というのは払う。こうした二重法人税を取るようなものになっております。

重ねて、今の非常に大不況の中で、この増税を行うというのは、非常にまずい施策だと思っております。本町でも、いろいろな少子高齢化、特に少子化対策でやっております。実際に今、給料でもらった47.5%を国民の方がとられて、自分の生活費が苦しくて、子供もどうしようかと思っているのが現状だと思います。

はっきり言って、消費税がなければ、私は少子化問題というのもかなり解決できるものだと思っておりますし、なぜこのタイミングで、全く逆の方策をするのかが私は理解出来ません。

そうした立場から、今回の請願には賛成、インボイス制度には反対という立場をとらせていただきます。

○議長（米本 隆記君） 次に、請願に対して、反対者の発言を許します。ありませんか。

次に賛成者の発言を許します。ありませんか。

○議員（10番 大森 正治君） 議長、10番。

○議長（米本 隆記君） 10番 大森議員。

○議員（10番 大森 正治君） 消費税インボイス制度の実施中止を求める請願に紹介議員でもありますので、賛成討論をしたいと思います。

この請願は、年間売上げが1,000万円以下の消費税免税業者である中小零細事業者やフリーランスなどに、インボイス制度が導入されて、消費税納税業者になれば、一体どうなるかという問題であります。

財務省の試算では、売上げが550万円だと、消費税が約15万円課税されることとなります。また別な試算では、売上げが300万円のフリーランスだと、13万円超の消費税が課税され、これは1か月分の所得が消えていくことになると言います。日本は今まさに、物価高騰が直撃しているときであります。そこへ10月からのインボイス制度によって、消費税増税が追い打ちをかけたら一体どうなるかということ、考えなければならぬのではないのでしょうか。

大山町のように、中小零細業者が多数を占める地域では、コロナ禍で疲弊した地域経済が、インボイス制度による消費税増税によって、さらに疲弊し大変な状況になることが予想されます。

フリーランスの中には、インボイス導入を機に、廃業を検討している事業者が、軽貨物ドライバーの約4割、建設業1人親方の1割、アニメ声優の3割、漫画家の2割に上ると言われています。まさに日本の産業や文化を直撃する事態であります。

そして、インボイス制度導入の本当の狙いが、消費税を20%まで上げる布石ではないかともいう話も上がっております。

インボイス制度は、税制の公平性と透明性を高めるために必要だと言っているような場合ではないではないかというふうに思います。消費税の、インボイス制度導入が目前に迫っておりますけれども、農家を含む小規模事業者やフリーランスを対象にした、弱い者いじめとも言えるような制度導入には、反対の意思表示をすることが、住民の代表である我々議員に求められていると思います。ぜひこの請願を採択しましょう。

以上、賛成討論とします。

○議長（米本 隆記君） 次に、この請願に対して反対者の発言を許します。

ありませんか。賛成者の発言はありませんか。そのほか、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから請願第3号を採決します。お諮りします。

この請願に対する委員長報告は不採択ですので、原案に対して採決します。

この請願を採択することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（米本 隆記君） 起立少数です。

したがって、請願第 3 号は、不採択とすることに決定しました。

---

日程第 27 決議案第 1 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 27、決議案第 1 号 旧名和町地区の買い物環境整備を求める決議の提出についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

提出者、総務経済常任委員会委員長、岡田 聰議員。

○総務経済常任委員会委員長（岡田 聰君） 旧名和町地区の買い物環境整備を求める決議の提出について。上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出いたします。

提出理由ですが、令和 5 年 2 月に県東部で、J A 鳥取いなば系列のスーパー 9 店舗が閉店となる報道が出て以来、A コープ名和店の存続が懸念されていましたが、令和 5 年 8 月 30 日、J A 鳥取西部では、A コープ名和店はじめ A コープ 4 店を、来年 1 月までに閉店する方針が決定されました。

A コープ名和店が立地する旧名和町地区は、人口約 6,000 人で、少子高齢化が進む中、人口減少傾向にあるものの、近年は、名和小学校、名和中学校周辺に子育て世代が定住する住宅も増えつつある地域でございます。

また、大山町役場本庁舎や名和公民館に隣接する A コープ名和店の周辺は、J A 鳥取名和支所ほか、大山町商工会館、銀行の支店 2 店舗、御来屋郵便局、病院、診療所なども立地する、まさに大山町の中心部でもある。

山陰道名和インターチェンジや J R 御来屋、名和駅も近い、このエリアから地域の唯一のスーパーがなくなることは、単に周辺住民の買物が不便になることにとどまらず、商工業の衰退や、移住定住者の減少にもつながることが懸念されます。

このような状況を憂慮し、大山町内の経済事業活動の振興、移住定住促進のため、大山町の中心部にスーパーなど小売事業者の出店を促すよう、出店事業者の見込みがないことが明確になった場合、大山町行政として措置を検討されるよう決議するものであります。

決議案第 1 号 旧名和町地区の買い物環境整備を求める決議の提出について。上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出します。

決議文は、同じような文面ですので割愛させていただきます。

○議長（米本 隆記君） これ、いや決議ですので、きちっと決議文を読んでいただかないといけません。

○総務経済常任委員会委員長（岡田 聰君） 失礼しました。

決議文です。

旧名和町地区の買い物環境整備を求める決議。

令和 5 年 2 月に県東部で J A 鳥取いなば系列のスーパー 9 店舗が閉店となる報道が出て以来、A コープ名和店の存続が懸念されていたが、令和 5 年 8 月 30 日、J A 鳥取西部では、A コープ名和店はじめ、A コープ 4 店を、来年 1 月までに閉店する方針が決定された。

A コープ名和店が立地する旧名和町地区は、人口約 6,000 人で、少子高齢化が進む中、人口減少傾向にあるものの、近年は名和小学校、名和中学校周辺に子育て世代が定住する住宅も増えつつ地域である。

また、大山町役場本庁舎や名和公民館に隣接する A コープ名和店の周辺は、J A 鳥取西部名和支所ほか、大山町商工会館、銀行の支店 2 店舗、御来屋郵便局、病院、診療所なども立地する、まさに大山町の中心部でもある。

山陰道名和インターチェンジや J R 御来屋駅、名和駅も近い、このエリアから、地域内唯一のスーパーがなくなることは、単に周辺住民の買物が不便になることに留まらず、商工業の衰退や、移住定住者の減少にもつながることが懸念される。

このような状況を憂慮し、大山町の発展のため下記について、本議会は次のとおり、町長に求める。

記。1、大山町内の経済事業活動の振興、移住定住促進のため、大山町の中心部にスーパーなど小売事業者の出店を促すよう、出店事業者の見込みがないことが明確になった場合、大山町行政として措置の検討を要望する。

以上、決議する。令和 5 年 9 月 22 日 大山町議会。

○議長（米本 隆記君） これから、決議案第 1 号 旧名和町地区の買い物環境整備を求める決議の提出についてを、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから決議案第 1 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、決議案第 1 号は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第 28 第 5 次議会改革調査特別委員会第 2 回中間報告報告

○議長（米本 隆記君） 日程第 28、第 5 次議会改革調査特別委員会第 2 回中間報告報

告についてを議題にします。

議会改革調査特別委員会委員長、吉原 美智恵議員。

○議会改革調査特別委員会委員長（吉原 美智恵君） それでは、第5次議会改革調査特別委員会の第2回中間報告を、報告書を読み上げて報告といたします。

第5次となる議会改革調査特別委員会は、令和5年3月の第1回中間報告以降、政務活動費・議員定数・議員報酬の在り方などについて、アンケートによる全議員の実態調査、より深く理解をした上で判断を行うため、調査研究など7回の委員会を開催し検討協議を重ねてきた。

上記3つの取組項目は、どれも関連性があることから、判断が難しい面もあったが、議会としての結論がまとまったため、現時点での大山町議会の方向性を中間報告とする。記。

1. 議員定数、議員定数はどのような基準で定めることが適切なのかを、あらゆる方向から調査検討を行った。具体的には、人口比、面積比、議会費予算、定数は奇数偶数どちらが望ましいか。委員会定数を議員定数算定の基礎とすべきか。近隣町村との比較等である。

本町議会議員定数の変遷は、平成20年には1,000人に1人という人口基準で検討し、2人減、さらに平成24年には多角的な視点から協議を重ね、各議員の主張の結果、3人減、になり、現在の議員定数16人になっている。

協議の結果、定数は16人で、現状維持とする意見でまとまった。

協議中の主な意見としては、人口比で決めるべき、報酬と関連づけて検討すべき、近隣町村との兼ね合いが必要、町民の理解が必要、町民の声を聞く人数が必要といった意見があった。

議会内でも意見が割れやすく、町民にとっても興味深い内容である。何を根拠に定数を判断するか全体で意見統一することは難しいが、どんな定数であっても、決まった議員数で、町民の代表としての議会活動を行っていくことが重要である。

2. 政務活動費、政務活動費とはそもそもどういったものか。導入後の充当すべき経費、他市町村の支給実態調査、本町議会にとって必要であるかの検討を行った。議会力アップさせるための方策ではあるが、研修費など予算化されていることから、導入を見送った。

3. 議員報酬、議員報酬は上げるべきだという意見が多かった。理由としては、議員の成り手不足、低額な議員報酬の改善である。

協議の結果、報酬増にすべきとする意見でまとまった。

議員報酬は、鳥取県西部地区特別職報酬等審議会で協議され、西部地区の報酬が統一されていることから、今後は、大山町議会の方針を鳥取県西部町村議会議長会に進言していく予定である。

4. 結び、第5次議会改革調査特別委員会では、議員定数、政務活動費、議員報酬を議論し、現時点の方針を決定した。

今まで議会改革の内容が、議会の機能強化を中心に取り組んでいることを指摘する声も一部の議員から出ている。今後の議会改革は、町民参画の取組として、議会モニター制度を調査し、町民の声をさらに議会運営に取り入れられる改革を進めていけるよう、議論していく予定である。以上で報告を終わります。

○議長（米本 隆記君） これで議会改革調査特別委員会の中間報告についてを終わります。

---

#### 日程第29 議員派遣について

○議長（米本 隆記君） 日程第29、議員派遣についてを議題にします。

会議規則第127条の規定により、御手元に配付しております通り、議員を派遣することにしたいと思えます。

お諮りします。議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣することに決定しました。

---

#### 日程第30～日程第33 閉会中の継続調査について

○議長（米本 隆記君） 日程第30、総務経済常任委員会の閉会中の継続調査についてから、日程第33、議会運営委員会の閉会中の継続調査まで、計4件を一括議題にします。

総務経済常任委員会、教育民生常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、委員会の所管事務について、第75条の規定により、御手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。お諮りします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### 閉会宣告

○議長（米本 隆記君） これで、本定例会に付議された案件は全て終了しました。会議を閉じます。

令和5年第7回大山町議会定例会を閉会します。

---

○議会事務局長（野間 光君） 互礼を行いますので、御起立ください。  
一同礼。お疲れさまでした。

---

午前 11 時 42 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 米本 隆記

署名議員 門脇 輝明

署名議員 大原 広巳